

社会福祉法人大磯町社会福祉協議会
役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大磯町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、会長及び常務理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員及び監事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、定款第34条の規定に基づき設置する委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。

(適用除外)

第4条 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 本規程に定める報酬等は、国または地方公共団体の職員には支給しない。
- 3 法人の有給職員を兼ねる役員については、職員に関する諸規定が本規程に優先する。

(報酬等の額の決定)

第5条 役員等の報酬等の額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 常勤役員が年の途中において就任、離任したときは、その月の報酬等については日割りにより計算する。
- 3 役員の報酬総額は、年4,400,000円を限度とする。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員等の報酬等の支給日は、職員賃金規程に準じる。

2 非常勤役員及び監事の報酬等は、職務執行の当日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第8条 役員等の費用弁償は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、職員諸規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(通勤手当)

第9条 常勤役員には、職員賃金規程第14条の規定に準じた額を限度に、通勤手当を支給することができる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成31年3月27日(評議員会の議決日)から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人大磯町社会福祉協議会会長の報酬に関する規程(平成16年2月3日制定)は廃止する。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和7年6月23日から施行する。

別表第1 役員等の報酬等の額（第5条第1項関係）

役職名		報酬等の額
評 議 員		支給しない
常勤役員	会長	月額 50,000 円
	常務理事	月額 250,000 円及び賞与 2 カ月分を限度に、予算の範囲内で会長が別に定める額
非常勤役員		役員として職務に従事した日：日額 2,000 円
監 事		監事として職務に従事した日：日額 2,000 円 上記にかかわらず、社会福祉法人大磯町社会福祉協議会評議員及び役員選任規程第4条第2号に該当する監事：日額 10,000 円

※上記は、源泉所得税等控除後の金額とする。但し、常勤役員の報酬等の額は除く。

別表第2 費用（第8条第1項関係）

事項	費用弁償額
職務執行に必要な経費 （会議、研修等出席経費）	職務執行に必要な実費相当額